

## 令和2年2月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和2年2月4日（火）午前9時30分より臼杵市役所 野津庁舎3階会議室において会長が2月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

2番 堀 京子 委員    3番 内藤 康弘 委員    4番 藤嶋 祐美 委員    5番 平山 勝丈 委員    6番 佐藤 幸子 委員

7番 柳井 博之 委員    8番 城野 幸司 委員    10番 小橋 勇二 委員    11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

9番 陶山 秀明 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    首藤 英二 主幹

### 付議議案

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明願いについて

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

議案第 13 号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について

議案第 14 号 農地法第 4 条、第 5 条に関する権限移譲事務の再委任について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第 7 条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数 12 名中、本日は 9 番 陶山 委員が欠席となっており、出席数は 11 名となります。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号 6 番 佐藤 幸子委員と、議席番号 7 番 柳井 博之委員に議事録署名をお願い致します。

ただいまから議案審議に入ります。

議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページとなります。

議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を

設定) することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和2年2月4日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページです。

番号1、畑 307 m<sup>2</sup> について、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

以上3条申請1件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。1月23日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請1件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳 井 私、柳井より、1月23日に実施しました議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、現在カボスが栽培されています。許可後も引き続きカボスの栽培を行う予定です。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。第5地区の安東推進委員さん。

安 東 第5地区、推進委員の安東です。  
推進委員 番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。許可後も引き続きカボスの栽培を行う予定です。特に問題はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。  
本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決  
定致しました。

次に、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 4ページとなります。

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり  
許可申請書の提出があったので提案する。

令和2年2月4日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページです。

番号1、畑 472㎡ の土地については、昭和33年頃より住宅として使用しております。

農地の区分は2種農地です。なお、この案件については、既に転用を行っているため追認となります。

以上4条申請1件については、立地基準及び一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第4条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。以上4条申請1件についてご提案申し上げます。

議 長        それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳 井        私、柳井より、1月23日に実施しました議案第8号、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1は、一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、すでに昭和33年に住宅が建築されています。この件について、申請者より始末書が提出されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長        ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長        質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定致しました。

次に、議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明及び報告をお願い致します。

次 長 7 ページとなります。

議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により農地を農地以外のものにすると同時に、所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 2 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 次のページです。

番号 1、畑 532 ㎡ について、所有権の移転を行い、2 区画の宅地造成を行うものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 1 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳 井 私、柳井より、1 月 23 日に実施しました議案第 9 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 は、所有権を取得し、宅地造成用地として利用するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は草刈等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きますで、地元の推進委員さんより報告をお願いいたします。第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1は、所有権を取得し、宅地造成用地として利用するものです。申請地は現在、草刈等により管理されています。周辺の農地への影響もないので、特に問題はないと思われま。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定致しました。次に議案第10号 非農地証明願いについて、事務局より説明および報告をお願い致します。

次 長 10ページとなります。

議案第10号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和2年2月4日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号1、畑 29㎡ の土地については、農地法施行前の昭和25年より住宅を建設している土地です。

次に現地調査とチェックリストですが、発行基準④の農地法施行前に転用した土地に該当します。

以上、非農地証明願1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第10号 非農地証明願いについて採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第10号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第11号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次長 13ページとなります。

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和2年2月4日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第2号）「令和2年2月4日公告予定」です。

1ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は、令和2年1月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。

中段に利用権設定の合計面積と筆数を掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、10,205 m<sup>2</sup> 8筆です。畑については、28,002 m<sup>2</sup> 14筆です。合計面積は38,207 m<sup>2</sup> 22筆です。

次に貸手、借手ですが、貸し手が12名に対しまして、借り手は10名となります。2ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となります。

以上、簡単ではございますが、令和2年2月4日公告予定の農用地利用集積計画（第2号）についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第11号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第12号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 14 ページです。

議案第 12 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 2 年 2 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1 ページをご覧ください。

畑 1 筆 1,672 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

次に 3 ページをご覧ください。畑 2 筆 合計 6,031 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

5 ページをご覧ください。畑 1 筆 3,019 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

6 ページをご覧ください。畑 1 筆 645 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

以上、4 件の配分計画についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 12 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 — 「全員挙手」 —

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 13 号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 15 ページです。

議案第 13 号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、利用状況調査（耕作放棄地調査）に基づき、農地法第 2 条 1 項に規定する「農地」に該当しない旨の認定をしたいので提案する。

令和 2 年 2 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の令和元年度 農地・非農地の判断対象リストで説明します。白杵と野津の合計で報告します。

田 487 筆、135,065 m<sup>2</sup> 畑 1,267 筆、56,242 m<sup>2</sup> 合計 1,754 筆、491,307 m<sup>2</sup> 以上の非農地認定の提案となります。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 13 号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 14 号 農地法第 4 条、第 5 条に関する権限移譲事務の再委任について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 16 ページです。

議案第 14 号 農地法第 4 条、第 5 条に関する権限移譲事務の再委任について、農地法第 4 条、第 5 条の許可等に関する事務について、地方自

治法第 180 条の 2 の規定により、臼杵市長より再委任の依頼を受けたので提案する。

令和 2 年 2 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 これについては、別冊の用紙で説明したいと思います。“権限移譲後の事務処理手順”という用紙をご覧ください。  
まず現行の事務処理手順ですが、申請者から農業委員会が受付を行い、総会にかけ、県知事に意見を送付して、県知事から許可を受けるという流れが今までのやり方でした。今後この事務がどうなるかと言いますと、権限移譲後の事務処理手順は 2 つの方法があります。  
地方自治法第 252 条の 17 の 2 になりますと、申請者から農業委員会に申請がありまして、農業委員会が意見書を市長へ送付し、市長からの許可をもらうというやり方と、地方自治法第 180 条の 2 による再委任の場合、この形で臼杵市は行う予定にしておりますが、申請者から申請があったら、総会で審議し、許可を出すというやり方です。面積が 30a を超える案件につきましては、県のネットワーク機構に答申を求める形になるかと思っております。今まで、12 市町村が権限移譲事務を行っておりますが、市長が許可を出す案件につきましては 2 町村、その他 10 市については農業委員会の会長が許可をするようになっております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

野 上 30a を超える場合はどうなるのですか。  
委 員

次 長 30a を超える場合は、県の一般社団法人ネットワーク機構から意見書をもらう形になります。決定につきましては、意見書をもらい、農業委員会の総会で決定することになります。

議 長 ネットワーク機構から意見をもらうだけで、判定基準は農業委員会にあるということです。

議 長 他に質問はありませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 14 号 農地法第 4 条、第 5 条に関する権限移譲事務の再委任について採決を行います。

本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 農地法第 4 条、第 5 条に関する権限移譲事務の再委任については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。